

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 山陽特殊製鋼株式会社

【英訳名】 Sanyo Special Steel Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武田安夫

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

【電話番号】 079(235)6003

【事務連絡者氏名】 総務部長 須多敦子

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟
山陽特殊製鋼株式会社東京支社

【電話番号】 03(6800)4700

【事務連絡者氏名】 営業企画管理部長 立花義隆

【縦覧に供する場所】 山陽特殊製鋼株式会社東京支社
(東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟)

山陽特殊製鋼株式会社大阪支店
(大阪市中央区南久宝寺町三丁目6番6号 御堂筋センタービル)

山陽特殊製鋼株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の第103回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、定款第29条第2項を新設し、第37条第2項について所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役16名選任の件

武田安夫、田中延幸、富永真市、柳谷彰彦、西濱渉、榮山博之、大井茂博、柳本勝、新野員也、
永野和彦、千葉貴世、高橋幸三、桑名隆、黒石忍、大前浩三及び加納駿亮を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

木村弘明及び大江克明を監査役に選任するものであります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役14名および監査役5名に対し、当期の業績等を勘案し、役員賞与総額80,000,000円（取締役分66,000,000円、監査役分14,000,000円）を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)(注1)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	134,684	57	5	(注2)	可決 99.95
第2号議案 取締役16名選任の件					
武田安夫	112,903	21,840	5		可決 83.79
田中延幸	129,191	5,552	5		可決 95.88
富永真市	129,182	5,561	5		可決 95.87
柳谷彰彦	129,192	5,551	5		可決 95.88
西濱 渉	129,192	5,551	5		可決 95.88
榮山博之	129,192	5,551	5		可決 95.88
大井茂博	129,192	5,551	5		可決 95.88
柳本 勝	129,192	5,551	5	(注3)	可決 95.88
新野員也	129,192	5,551	5		可決 95.88
永野和彦	130,659	4,084	5		可決 96.97
千葉貴世	130,658	4,085	5		可決 96.96
高橋幸三	130,506	4,237	5		可決 96.85
桑名 隆	130,658	4,085	5		可決 96.96
黒石 忍	132,824	1,919	5		可決 98.57
大前浩三	132,801	1,942	5		可決 98.56
加納駿亮	132,779	1,964	5		可決 98.54
第3号議案 監査役2名選任の件					
木村弘明	127,754	6,989	5	(注3)	可決 94.81
大江克明	108,426	26,317	5		可決 80.47
第4号議案 役員賞与支給の件	133,695	1,049	5	(注4)	可決 99.22

(注) 1. 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席した株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計しております。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

4. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。